令和5年度監査結果のあらまし

岐阜市監査委員

(令和6年4月)

目 次

1 臣	<u> </u>		1
2 È	とな監査等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		2
	E期監査及び行政監査(随時監査含む)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		4
	特に留意した事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		5
	(ア) 備品の管理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		5
	(イ) 工作物の管理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		5
1	7 企業会計		
	(ア) 備品の管理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		6
(2)	予算の流用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		6
(3)	交通事故の防止について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		7
(4)	指摘事項 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		8
(5)	意見事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	7
	才政援助団体等に対する監査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	9
(1)	指摘事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	9
(2)	意見事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2	1
参考	定期監査及び行政監査(随時監査含む)の指摘事項等の推移・・・・・	2	2

1 監査委員制度

監査委員は、地方自治法に基づき市長から独立した公平な立場で市の監査を担うため 設置されており、監査委員が行うとされている監査等の行為は、市の事務の管理及び執 行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、市 民の福祉の増進に資することを目的としています。

また、監査委員は、人格が高潔で、地方公共団体の財政管理、事業の経営管理その他 行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから、議会の同意を得て市長が選 任します。

岐阜市では、識見を有する者から2人、議員から2人の合計4人の委員が選任されて います。

【岐阜市監査委員(令和5年度)】

区 分		氏	名	就 任 期 間
識見委員 代表監査委員	常勤	中本	一美	令和5年4月1日~令和9年3月31日
識見委員	非常勤	森	裕之	平成28年4月1日~令和6年3月31日
議選委員	非常勤	杉山	利夫	令和4年5月18日~令和5年5月1日
議選委員	非常勤	和田	直也	令和4年5月18日~令和5年5月1日
議選委員	非常勤	高橋	正	令和5年5月24日~議員の任期による
議選委員	非常勤	渡辺	貴郎	令和5年5月24日~議員の任期による

監査委員事務局

監査委員が行う監査等を補助するため監査委員事務局が設置されています。

【組織図(令和5年度)】

事務局長 一 監査課長 一 監査係 (7人)

2 主な監査等

定期監査 (地方自治法第199条第4項)

市の財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうか、及び水道、 病院など**公営企業に係る事業が合理的、効率的に行われているか**について監査 (平成30年度から企業会計を除く全部局を2つに分け、隔年で全課を対象に実施)

行政監査 (地方自治法第199条第2項)

行政組織、職員配置、事務処理手続等、**市の事務の執行が、合理的、効率的に行われ ているか**について定期監査と併せて実施

随時監査(地方自治法第199条第5項)

監査委員が必要があると認めるとき、定期監査に準じて実施

工事監査 (地方自治法第199条第5項)

工事の設計及び施工が、法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを書類 調査及び現場調査により監査

財政援助団体等に対する監査 (地方自治法第199条第7項)

補助金その他財政的援助を与えている団体について、当該財政的援助に係る**出納その** 他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかについて監査

決算審査(地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項)

一般会計・特別会計及び公営企業会計の決算に係る審査で、**決算の内容が正しいか、 予算が適正かつ効率的に使われているか**について審査

基金の運用状況審査(地方自治法第241条第5項)

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が、適正 かつ効率的に行われているかについて審査

健全化判断比率及び資金不足比率審査

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項)

前年度の決算等から算定された、**健全化判断比率**(実質赤字比率、連結実質赤字比率、 実質公債費比率、将来負担比率)、**公営企業の資金不足比率が適正に算定されているか** について審査

例月現金出納検査(地方自治法第235条の2第1項)

市が保管するお金の出し入れが正しく行われているかについて、毎月、日を定めて検査(一般・特別会計、市民病院事業会計、中央卸売市場事業会計、水道事業会計及び下水道事業会計)

住民監査請求に基づく監査(地方自治法第242条)

市の公金の支出、財産の管理、契約の締結などについて、違法又は不当な事実が認められるとして、住民から監査の請求がなされた場合、当該事項について監査

内部統制評価報告書審査 (地方自治法第150条第5項)

市長から審査に付された内部統制評価報告書について評価が評価手続に沿って適切に 実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われ ているかについて審査

※ 監査終了後には、**監査結果(指摘事項・意見事項)を市長及び議会に対して報告**するとともに、市の**掲示場**及び市の**ホームページ**にて**公表**しています。また、監査対象部局に対しては、指摘事項・意見事項及び指示事項を部局長に対して通知しています。なお、監査において指摘事項と意見事項については、**3月末時点の措置状況**の報告を求め、その時点で未措置のものについては、更に同年9月末時点で求め、措置状況の進行管理を行っています。

	(1) 法令、条例、規則等に抵触し、重大な影響を及ぼす事項又 はそのおそれのある事項で、直ちに対応することを適当と
指摘事項	認めたもの (2) 不適切な事案の再発防止のために直ちに対応することを適当と認めた事項 (3) その他直ちに対応することを適当と認めた事項
意見事項	(1)効率性、経済性、有効性等の観点から、是正又は改善のために検討することを適当と認めた事項(2)その他指摘事項には至らないが、特に言及することを適当と認めた事項
指示事項	事務処理上の軽微な誤り等指摘事項又は意見事項には至らな い事項

※ 監査委員の職務権限が及ばないもの

- ・条例そのもの(可否、当不当等)の監査
- ・予算編成事務の監査
- ・政策の適否あるいは政策判断の妥当性まで踏み込んでの監査

3 定期監査及び行政監査(随時監査含む)

定期及び行政監査について、全部局の2分の1に対し、監査を実施しました。(企業会計については全会計実施)

令和5年度の定期及び行政監査の実施部局は、一般・特別会計のうち、

- ①企画部
- ②財政部 · 固定資産評価審查委員会
- ③ぎふ魅力づくり推進部
- ④子ども未来部
- ⑤環境部
- ⑥基盤整備部
- ⑦市民協働推進部
- ⑧薬科大学
- ⑨女子短期大学
- ⑩教育委員会
- (1)会計課
- 迎議会事務局
- ①監查委員事務局

及び企業会計(病院事業会計、中央卸売市場事業会計、水道事業会計、下水道事業会計)です。

また、福祉部所管の第二・第三・ワークス恵光附属棟建築主体工事(工事の所管はまちづくり推進部)の工事監査を実施しました。

これらの部局の定期監査等を実施した結果、「指摘事項 46件」、「意見事項 9件」、 ほか指示事項について、是正又は改善若しくは検討を求めました。

8ページ以降に、指摘事項及び意見事項の具体的な事例を掲載しています。

なお、軽微な事項については、別途指示しています。

(1) 特に留意した事項

ア 一般・特別会計

令和5年度は以下の事項について特に留意し、監査を実施しました。

- (ア) 備品の管理について
- (イ) 工作物の管理について

(ア) 備品の管理について

令和3、4年度定期監査において、備品の管理について調査したところ、指摘事項や指示事項となった部局が複数ありました。また、令和5年度の対象部局は令和3年度の監査と同じではありますが、令和3年度の監査時において、庁舎移転が間もないこともあり、キャビネット等の備品の部局間移管の手続きが完了していなかったことから、主に移管手続きが漏れなく完了しているかを調査するため、令和3、4年度に引き続き、特に留意して監査を実施しました。

調査の対象は、次のとおりです。

- a 調査内容
 - (a)システム管理は適正か。(廃棄された備品あるいは所在不明となっている 備品が記録されていないか。)
 - (b) 備品シールが貼付されているか。
 - (c) 美術品を管理しているか。
 - (d) 美術品を管理している場合、管理は適正か。

b 調查方法

- (a) 及び(b) については、物品から課ごとに3点を抽出し、その所在及び備品シールの貼付が確認できる写真の提出を監査対象部局に求め、提出された写真により確認を行いました。
- (c) 及び(d) については、美術品の管理の有無を確認し、管理している場合にはすべての美術品について管理状況を確認しました。

調査の結果、備品の管理について、**「指摘事項 5件」**ほか指示事項の是正又は改善を求めました。

(イ) 工作物の管理について

市は管理する工作物に関する事故に対し賠償責任を負い、工作物も建物等と同様に管理する必要があることから、管理状況を把握する必要があるため、管理してい

る工作物が老朽化等により安全性が担保されない状況になっていないか、またその 管理方法及び管理方法の根拠を調査するため、特に留意して監査を実施しました。 調査の対象は、次のとおりです。

a 基本とする7つのカテゴリ(①フェンス、②防球ネット、③照明柱・照明設備、電柱、④自転車置場、⑤遊具、⑥看板・広告・サイン、⑦あずまや)及びその他、安全管理上、特筆すべき工作物

調査の結果、工作物の管理について、特に指摘等が必要な事項は見られませんでした。

イ 企業会計

企業会計は、令和4年度に一般・特別会計において留意した事項について監査を実施しました。

(ア) 備品の管理について

(ア) 備品の管理について

5 ページの「アー般会計・特別会計(ア)備品の管理について」に記載した内容 と同様

調査の結果、備品の管理について、**「意見事項 1件」**ほか指示事項の改善又は 検討を求めました。

(2) 予算の流用について

予算の流用に関しては、財政部から「予算格付けのない執行や予算の流用については、法令、災害等、やむを得ない事情のために必要なものについてのみ、遅滞なく事務手続きを行うこと」との通知が発出されていることから、引き続き流用の状況について調査しました。

その結果は、下記に記載のとおり、育児休業の代替雇用に伴う経費のように流用することがルール化されているものや、予算編成時には予測できないものであり、やむを得ない流用であったと思われます。

予算編成に際しては、引き続き所管事業の精査を十分に行うことで、適切な予算計上に努め、特に、**新規事業については、その内容を十分理解し、適切な予算計上**を行うよう指示しています。

1	育休等職員の代替雇用に伴うもの	3 件
2	予算編成時には予測できない外的要因によるもの	15 件
3	公務災害の発生に伴うもの	0 件
4	事業の見直しに伴うもの	2件
(5)	業務の増加に伴うもの	0 件
6	事故等の賠償金を支出するため、流用が必要となったもの	2件
7	予算計上に起因し、流用が必要となったもの	4件
	- 予算計上漏れや誤りによるもの	
8	維持管理や故障等、緊急に対応するため、流用が必要となったもの	か 4件
	合	計 30 件

※ 流用件数は、企業会計(市民病院事業会計、中央卸売市場事業会計、水道事業会計、下水 道事業会計)を除く各部局の監査対象期間内(令和5年4月から最長11月末まで)の件数 となります。

事例 予算計上誤り

【内容】

公用車の車検に伴う重量税を令和5年度予算に計上するため、財務会計システムに入力する際、予算内訳は45,600円×1台=45,600円と正しく入力したものの、金額入力欄には45,000円と誤入力したことにより予算が不足するため、委託料から公課費へ600円が流用されていた。

(3)交通事故の防止について

交通事故の防止については、各部局における公用車へのドライブレコーダーの搭載 のほか行政部管財課による交通安全研修の開催や交通事故防止についての通知が発出 されているものの、依然として交通事故が多数発生しています。

令和5年度に定期監査・行政監査を実施した部局における監査対象期間に発生した交通事故件数の合計は**27件**で、このうち**後進中の事故が7件**ありました。また、**7件中1件は、同乗者がいたが、誘導をしていませんでした**。

後進する場合には、同乗者の一人が車から降りて後方確認を行うことにより、事故を未然に防止することが可能であったと考えられることから、平成25年度以降、後進する場合の後方確認について具体的な指導を行ってきましたが、同様の事故が発生しており、今回も後方確認を徹底する等の指摘を行いました。

それ以外の事故についても、駐車場等での静止物への接触など**十分に注意していれば防ぐことができたと思われる事例も多く**、いずれも大きな事故につながる可能性が

あることから、該当部局に対し、職員に対する啓発や事故の再発防止などを指示しま した。

≪表1≫ 部局別交通事故件数

		交 通	事故件	数
 部 局 名	 監査対象期間		うち後進り	中の事故件数
HI /HJ /LI				うち同乗者有
				で誘導なし
企画部	R 4. 4. 1~R 5. 7.31	0		
財政部·固定資産評	R 4. 4. 1~R 5. 7.31	3		
価審査委員会	K 4. 4. 1 °K 5. 7.51	J		
ぎふ魅力づくり推	D 4 4 1 D 5 0 01	0		
進部	R 4. 4. 1~R 5. 8.31	0		
子ども未来部	R 4. 4. 1~R 5.11.30	1		
環境部	R 4. 4. 1~R 5. 8.31	12	3	
基盤整備部	R 4. 4. 1~R 5.10.31	3	1	1
市民協働推進部	R 4. 4. 1~R 5.10.31	0		
薬科大学	R 4. 4. 1~R 5. 7.31	2	1	
女子短期大学	R 4. 4. 1~R 5. 8.31	0		
教育委員会	R 4. 4. 1~R 5.11.30	0		
会計課	R 4. 4. 1~R 5. 8.31	0		
議会事務局	R 4. 4. 1~R 5. 7.31	0		
監查委員事務局	R 4. 4. 1~R 5. 7.31	0		
市民病院	R 4. 4. 1~R 5. 3.31	0		
中央卸売市場	R 4. 4. 1~R 5. 3.31	0		
上下水道事業部	R 4. 4. 1~R 5. 3.31	6	2	
合	計	27	7	1

(4) 指摘事項

- (ア) 法令、条例、規則等に抵触し、重大な影響を及ぼす事項又はそのおそれのある 事項で直ちに対応することを適当と認めたもの
- (イ) 不適切な事案の再発防止のために直ちに対応することを適当と認めた事項
- (ウ) その他直ちに対応することを適当と認めた事項

≪表2≫ 定期監査・行政監査における指摘事項

	区分		内 容	指摘件数
		a	未収金の回収等について	7
1	収入事務について	b	調定誤りについて	1
1		С	車両売却金額の経理誤りについて	1
			小 計	9
		d	支出負担行為書の作成時期について	3
2	支出事務について	е	支払遅延について	5
∠	文田事物に ブバ・	f	支払誤りについて	8
			小 計	1 6
3	製約事務について	g	物品の調達について	2
J	大小子物に グ・・		小 計	2
	財産管理事務について	h	備品の管理について	5
4		i	たな卸資産の管理について	1
			小 計	6
		j	観覧船乗船に係る手続について	1
		k	漏水等への対応について	1
5	事務執行について	1	公印の使用について	1
J		m	人事制度に関する事務について	1
		n	情報公開請求に係る事務処理について	1
			小 計	5
		О	公用車による事故について	2
6	事故の防止について	р	施設等における事故について	3
			小 計	5
7	 個人情報の保護について	q	個人情報の漏えいについて	3
(四八月刊が一下受に ブバ・		小 計	3
		合	計	4 6

≪指摘事項件数≫

令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
46件	39件	48件	33件	18件

◎主な指摘事項

1-a 未収金の回収等について

【指摘事項】

し尿処理手数料の収入未済額は、令和 4 年度末で 682,940 円である。令和 5 年 8 月末現在では、過年度未収金が 555,140 円である。

今後とも、現年度未収金の早期回収を図ることで過年度未収金の発生を抑制するとともに、過年度未収金の早期回収に努められたい。

同様の指摘内容がほかに6件ありました。

1-b 調定誤りについて

【指摘事項】

岐阜市会計規則第32条第1項は、収入命令者は、歳入を徴収しようとするときは、納入すべき金額、納入義務者、納期限及び納入場所について、法令等又は契約に照らし適正であること等を調査し、直ちにこれを調定しなければならない旨規定している。

しかしながら、放課後児童クラブ実費負担額について、納入義務が発生していないにもかかわらず、調定していたものがあった。

今後は、岐阜市会計規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

1-c 車両売却金額の経理誤りについて

【指摘事項】

上下水道事業部で所管する4台の車両について、令和4年7月に売却を行い、売却金額(26,400円×4台分 105,600円)を水道事業会計2台分52,800円、下水道事業会計2台分52,800円にて経理処理を行った。しかしながら、令和5年6月29日に実施した監査委員事務局による実地予備監査において、下水道事業会計に収入した1台は水道事業会計の所管であり、水道事業会計に収入すべきであったため、両会計の収益(雑収益)が誤っていたことが判明した。

今後は、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

2-d 支出負担行為書の作成時期について

【指摘事項】

令和5年12月改正(施行は令和6年1月)前の岐阜市予算規則第13条第1項(改 正後は岐阜市会計規則第64条の2第1項に規定)は、支出負担行為として整理する時期は別表第1に定める区分によるものとし、別表第1では、使用料及び賃借料 の支出負担行為として整理する時期は「契約を締結するとき又は請求のあったとき」 と規定している。 しかしながら、日本放送協会 放送受信料(令和5年6月~令和6年3月分)について、令和5年5月1日付けで契約が締結されているにもかかわらず、令和5年8月24日に至るまで支出負担行為書が起案されていなかった。

今後は、岐阜市会計規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

同様の指摘内容がほかに2件ありました。

2 - e 支払遅延について

【指摘事項】

非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例第3条第1項は、「月額を もって定める報酬は毎月これを支給し、年額をもって定める報酬は毎年3月これを 支給する。」と規定している。

しかしながら、年額をもって定める令和4年度岐阜市スポーツ推進委員報酬について、令和5年3月末までに支払うべきところ、令和5年4月6日に支払われていた。

また、支払遅延に係る遅延損害金(341円)が4月28日に支払われていた。 今後は、非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例を遵守し、適正な 財務会計事務の執行に努められたい。

【指摘事項】

政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 10 条は、契約書を作成しない契約に おける支払の時期を「相手方が支払請求をした日から 15 日以内の日と定めたもの とみなす」と規定している。

しかし、令和5年5月23日に購入し、請求された不法投棄監視モニター研修会のお茶の代金4,950円の支払について、契約書を作成しない契約のため、支払時期は令和5年6月6日までであるところ、令和5年7月12日に支払われていた。

今後は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

同様の指摘内容がほかに2件ありました。

2 - f 支払誤りについて

【指摘事項】

岐阜市会計規則第65条第1項は、「支出命令者は、支出命令書(支出負担行為書 兼支出命令書を含む。)を作成しようとするときは、予算の節及び債権者ごとに作 成し、所属年度、支出科目、支出金額及び債権者名の正誤並びに支出の内容が法令 等又は契約に違反する事実がないかを調査しなければならない。」と規定している。 しかしながら、同一業務に対し、小学校と学校給食課においてそれぞれ請求書を 受領し、教育政策課において異なる支出科目による支払手続が行われたため、請求 金額 13,200 円が二重に支払われていた。

今後は、岐阜市会計規則及を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

【指摘事項】

一つの自治会連合会から提出された資源分別回収事業奨励金に係る書類を誤って別の自治会連合会のものとして処理し、令和5年1月17日に両自治会連合会へ振り込んだため、当該自治会連合会に33,680円のところ30,980円と、別の自治会連合会に10,000円のところ12,700円と誤って支払われていた。

今後は、同様の事案が起こらないよう奨励金支払業務マニュアルに従い職務を遂 行されるよう職員に指導徹底を図られたい。

【指摘事項】

令和4年11月2日に開催した上下水道事業経営審議会について、同審議会委員の報酬及び費用弁償を11月25日に支払ったが、委員1名分の報酬及び費用弁償を、同姓同名の別人へ誤って振り込んだ。

今後は、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

同様の指摘内容がほかに3件ありました。

2-e 支払遅延について、2-f 支払誤りについて

【指摘事項】

ア 河川課の水路維持管理業務の一部において、平成28年度実施分から令和3年度実施分にかけて合計238件(61,362,320円)の支払遅延が判明した。当該支払遅延に伴い、次年度の単価を適用したことにより6件(2,264円)の過払い及び1件(42円)の支払不足が判明するとともに、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき、遅延利息1,005,200円が支払われていた。

その後、支払った遅延利息の算定誤りにより、40,300円と4,800円の過払い及び100円の支払不足が判明し、最終的な遅延利息の支払額は960,200円であった。

このほか、3件(139,640円)の二重払いが判明した。

イ 道路維持課の道路維持管理業務の一部において、令和3年度実施分から令和4 年度実施分にかけて合計241件(62,301,038円)の支払遅延が判明した。当該 支払遅延に伴い、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき、遅延利息 128,300 円が支払われていた。

その後、支払った遅延利息の算定誤りにより、1,200円の過払いが判明し、最終的な遅延利息の支払額は127,100円であった。

今後は、組織体制及び事務手続の見直しなどを実施することで、適正な財務会計 事務の執行に努められたい。

3 - g 物品の調達について

【指摘事項】

岐阜市物品管理規則第13条第2項は、「物品の所用部署において、物品の調達を 必要とするときは、契約依頼書により契約課長に依頼しなければならない。」と規 定している。

しかしながら、子ども支援課において、令和4年11月11日にプラ窓封筒の作成 について、契約課へ契約依頼書を提出することなく、業者に発注していた。

今後は、岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な契約事務に努められたい。

同様の指摘内容がほかに1件ありました。

4-h 備品の管理について

【指摘事項】

岐阜市物品管理規則第18条は、「物品出納員は、その保管に係る物品を良好な状態で常に使用することができるように整理し、保管しなければならない。」と規定している。

しかしながら、納税課が備品管理システムに記録している備品について、廃棄手 続を行うことなく廃棄されているものがあった。

今後は、岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

同様の指摘内容がほかに4件ありました。

4 - i たな卸資産の管理について

【指摘事項】

市民病院は、たな卸資産として、薬剤部は薬品を中央検査部は試薬をそれぞれ管理しており、毎年9月末及び3月末に実地たな卸を行い、その結果を管理者に報告

している。

令和5年3月31日に実地たな卸を実施した結果、物流管理システム上で把握している在庫数と実際の在庫数に多数の過不足が発生していた。

今後は、過不足が発生した原因を究明し、再発防止に真摯に取り組み、たな卸資 産を適正に管理されたい。

5-i 観覧船乗船に係る手続について

【指摘事項】

岐阜市観覧船に関する条例第4条第1項は「市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、乗船の承認を取り消すことができる。」、同項第1号は「この条例若しくはこの条例に基づく規則等の規定に違反したとき又は市の職員の指示に従わないとき。」と規定している。また、同条例施行規則第3条は、「申込者は、前条第2項の通知を受けたときは、乗船前までに乗船料を市長に納入しなければならない。」と規定している。

しかしながら、令和4年7月20日の乗船前までに乗船料が納入されていないに もかかわらず、承認を取り消すことなく乗船させていた。

今後は、岐阜市観覧船に関する条例及び同条例施行規則を遵守し、適正な事務執行に努められたい。

5-k 漏水等への対応について

【指摘事項】

公立学校施設管理マニュアルは、「漏水は目視でわかる場合だけでなく、晴天時にアスファルトに水たまりができたり、水道料金の異常から発覚したりする場合がある。必要に応じて漏水調査を行ったり、施設図面より埋設配管の径を確認したりする必要がある。」と規定している。

しかしながら、令和2年9月24日に上下水道事業部は、加納中学校における使用水量が前年同月比で2倍になっていると教育政策課へ連絡し、また、11月6日に加納中学校は教育施設課へ連絡しており、教育施設課で原因を検討したところ、目視で分かる漏水箇所はなく、校庭に設置した消防用の耐震性貯水槽の影響が考えられたことから、11月10日に様子見することとしたが、その後、使用水量が下がることはなく、漏水調査等の実効的な対応をしていなかった(なお、教育委員会は、上下水道事業部からの連絡並びに教育政策課及び教育施設課間の連絡の記録は残していない)。

さらにその後、令和5年5月11日の使用水量が前年の10倍になっていると連絡を受け、5月20日に漏水修理が完了した。

今後は、同様の事案が発生しないよう、漏水等への対応状況の管理を徹底するとともに、公立学校施設管理マニュアルを遵守し、適正な事務執行に努められたい。

5-1 公印の使用について

【指摘事項】

岐阜市教育委員会公印規則第11条第1項は、公印を使用しようとするときは、押印すべき文書及び決裁文書その他必要な文書を提示して、公印保管責任者(学校長)の承認を受けなければならない旨規定している。また、同規則第12条は、公印保管責任者は、公印使用簿を備え、公印を使用しようとする者に必要事項を記載させる旨規定している。

しかしながら、鏡島小学校において、公印使用簿が備えられておらず、公印使用に際しての公印保管責任者の承認について確認できない期間があった。

今後は、岐阜市教育委員会公印規則を遵守し、公印の適正な使用について指導されたい。

5-m 人事制度に関する事務について

【指摘事項】

地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項は、任命権者は、職員が小学校就学の始期に達しない子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)について勤務しないこと(以下「部分休業」という。)を請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例で定めるところにより、これを承認することができる旨規定している。

また、職員の育児休業等に関する条例第21条第3項は、非常勤職員に対する部分休業の承認については、当該非常勤職員が1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行う旨規定している。

しかしながら、学校給食課のパートタイム会計年度任用職員A 学校栄養1人について、1日の勤務時間6時間45分から5時間45分を減じた時間である1時間を超えない範囲内で部分休業の承認が行われるべきところ、令和3年度においては2時間、令和4年度においては本事案が発覚するまでの間1時間30分の部分休業の承認が行われていた。

今後は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び職員の育児休業等に関する条例を遵守し、適正な事務執行に努められたい。

5-n 情報公開請求に係る事務処理について

【指摘事項】

岐阜市情報公開条例第8条第1項は、請求書の提出があった日の翌日から起算して14日以内に当該請求に対する諾否の決定を行い、速やかに請求者に通知しなければならない旨規定している。

しかしながら、公文書公開請求者は、①令和3年8月20日(決定期限:令和3年9月3日)及び②令和3年10月27日(決定期限:令和3年11月11日)にそれぞれ公文書を公開するよう請求したが、①については、請求に対する諾否の決定が行われていなかった。②については、請求に対する諾否は決定していたが、決定の通知及び開示することを決定した文書の開示が行われていなかった。

今後は、岐阜市情報公開条例を遵守し、適正な事務執行に努められたい。

6-o 公用車による事故について

【指摘事項】

令和4年4月から令和5年10月までの間に、公用車の後退時における事故が1件発生し、職員が同乗していたが、降車及び誘導をしていなかった。

後退時の安全確認の励行について指導されたい。

【指摘事項】

道路交通法第72条第1項は、交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者は、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない旨規定している。

しかしながら、令和5年9月22日に発生した交通事故について、事故当時、車に衝撃があったことは認識していたものの詳細な状況を確認することなく、警察署に報告することを怠り、9月25日、警察署から報告義務違反により対面で注意を受けていた。

今後は、同様の事案が発生しないよう、交通事故を防止することはもとより、交通事故後の対応について指導されたい。

6 - p 施設等における事故について

【指摘事項】

令和5年3月7日、粗大ごみ搬出のため南部自己搬入施設を訪れた利用者が、自

家用車から粗大ごみを降ろそうと車外に降りた際、落ちていた画びょうを踏み、靴越しに画びょうが足の裏に刺さる事故が発生した。

今後は、同様の事案が起こらないよう安全管理を徹底されたい。

同様の指摘内容がほかに1件ありました。

【指摘事項】

令和5年5月18日に鶉小学校敷地内、8月21日に厚見小学校敷地内、8月29日に藍川東中学校敷地内において、除草作業中に飛び石が発生し、駐車場に駐車してあった車両に対する物損事故が発生した。

飛び石による物損事故については、令和元年度及び3年度の定期監査においても 同様の指摘をしている。草刈作業手順マニュアルの遵守、作業前の安全確認や防護 対策の措置について万全を期し、安全管理を徹底されたい。

7-g 個人情報の漏えいについて

【指摘事項】

個人情報の保護に関する法律第67条は、個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない旨規定している。また、同法第66条は、「行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。」と規定している。

しかしながら、令和5年4月から7月までの間に、納税課において通知書等を誤って他人に送付するという事案が2件発生した。

今後は、個人情報の保護に関する法律を遵守するよう職員に一層の指導徹底を図るとともに、同様な事案が起こらないよう、個人情報の取扱いに十分注意し、漏えい防止のために講じた措置を着実に実行されたい。

同様の指摘内容がほかに2件ありました。

(5) 意見事項

- (ア) 効率性、経済性、有効性等の観点から、是正又は改善のために検討することを 適当と認めた事項
- (イ) その他指摘事項には至らないが、特に言及することを適当と認めた事項

≪表3≫ 定期監査・行政監査における意見事項

	区分		内 容		
			車両管理簿について	1	
1	事務執行について	1_	工事の設計・積算における確認の徹底に	1	
		b	ついて		
2	支出事務について	С	支払遅延について	1	
3	事故の防止について	d	事故の防止について	5	
4	財産管理事務について	е	備品の管理について	1	
		合	計	9	

≪意見事項件数≫

令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
9件	14件	4件	4件	6件

◎主な意見事項

1-b 工事の設計・積算における確認の徹底について

【意見事項】

令和4年度に道路維持課及び河川課が契約依頼した工事等において、設計書の積 算の一部を誤った事案が2件、業者へ配布する仕様書の一部の記載を誤った事案が 2件発生していた。

設計書及び仕様書における項目や数量、単価などの確認を徹底するとともに、チェック機能の強化による再発防止に部全体で取り組まれたい。なお、令和3年度の 定期監査及び行政監査においても同様の意見を付しており、確実に対応されたい。

2-c 支払遅延について

【意見事項】

令和4年度地籍調査岐阜・西濃ブロック連絡協議会負担金について、支払手続の 失念により、当初受領した請求書に記載の支払期限(8月1日)までに支払えず、 8月30日に支払われていた。

今後は、同様の事案が発生しないよう、未処理の請求書等の有無について確認を 徹底し、再発防止に取り組まれたい。

4 - e 備品の管理について

【意見事項】

令和4年度に実施した定期監査及び行政監査における指示事項として、廃棄済み 又は廃棄済みと思われるにもかかわらず固定資産台帳に記録されていたものがあ ったため、全ての工具、器具及び備品の所在を確認するよう指導した。

これに対し、全件確認したとの報告があった。

しかしながら、上下水道事業部が管理している工具、器具及び備品について、33 点を抽出して再度調査したところ、上下水道事業政策課が管理している2点の備品 において、固定資産台帳に記録されている数量や型番と異なっていた。

以上のことから、監査で指示された事項について、確実に対応されたい。

4 財政援助団体等に対する監査

市が資本金等の4分の1以上を出資している法人(出資団体)、市が補助金等を交付している団体(財政援助団体)について、計3団体を選定して監査を実施しました。

	監査対象団体	所管部局
出資団体	一般財団法人 岐阜市未来のまちづくり財団	まちづくり推進部
財政援	岐阜市防犯協会 (岐阜市防犯協会運営補助金)	市民生活部
財政援助団体	岐阜市北消防団 (岐阜市消防団団維持運営費負担金)	消防本部

監査の結果、財政援助団体等に対し、「指摘事項 2件」、「意見事項 1件」ほか指示事項、所管部局に対し、指示事項について、是正又は改善若しくは検討を求めました。

(1) 指摘事項

≪表4≫ 財政援助団体等監査における指摘事項

	区 分		内 容	指摘件数		
		7) 谷			体	所管部局
1	収入事務について	a	適正な現金の取扱いについて		1	
1			小計		1	0
2	契約事務について	b	事務処理細則の遵守について		1	

		小	計	1	0
合	計			2	0

1-a 適正な現金の取扱いについて

【指摘事項】(団体関係)

令和 4 年度公園管理業務及び使用料収納事務業務委託の公園管理業務及び使用料収納事務業務委託共通仕様書の 10 は、収納した使用料は、金融機関等の翌営業日までに所定の納付書により岐阜市会計管理者あてに納付する旨規定している。

しかしながら、令和5年3月12日分の駐車場使用料について、精算機から回収 した駐車場使用料と比較して10円多く岐阜市会計管理者へ納付していた。

今後は、適正な現金の取扱いに努められたい。

2-b 事務処理細則の遵守について

【指摘事項】(団体関係)

岐阜市防犯協会事務処理細則第5条第1項は、物品の購入については、原則競争 入札とし、1件の金額が30万円未満の場合は随意契約とすることを規定している。 また、同条第2項は、随意契約するときは業者選定の理由を記載した資料及び見 積書を添付して、発注前に会長の決裁を受けることとすることを規定している。

しかし、新一年生用鉛筆 352,550 円の購入について、30 万円以上のため競争入 札すべきところ、随意契約していた。

さらに、この随意契約において、発注前に会長へ電話連絡し、口頭による承認を受けていたのみであり、決裁等書面による手続は行われていなかった。また、会長の決裁は、支出する際の支出金調書まで受けておらず、その決裁に随意契約すること及び業者選定の理由を記載した資料は添付されていなかった。

なお、購入することについて、発注前に幹事である岐阜中警察署生活安全課長の 決裁は受けていたが、その決裁にも随意契約すること及び業者選定の理由を記載し た資料は添付されていなかった。

今後は、岐阜市防犯協会事務処理細則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

(2)意見事項

≪表5≫ 財政援助団体等監査における意見事項

区分		内 容		意見事項件数	
				団体	所管部局
1	立替払いについて	a	立替払いについて		1
			小計		1 0
	合 計				1 0

【意見事項】(団体関係)

岐阜市防犯協会において、立替払いを可能とする規定や立替払いの手続に係るマニュアルはないが、立替払いによる支出が行われていた。

立替払いは、立替経費の精算時に領収書の添付を義務付けたとしても、私金との区別が不明確となり、私用で利用した際の領収書の提出や水増し請求等の不正が行われる可能性があること、証拠となる領収書を紛失した場合に救済不能となることなど、不適正な財務会計事務につながることが考えられる。このことから、立替払いを認めるのであれば、立替払いに係る要綱等を整備されたい。

参考 定期監査及び行政監査 (随時監査含む) の指摘事項等の推移

定期監査及び行政監査(随時監査含む)の指摘事項等の件数について、区分別と部局別における過去5年分の推移をまとめました。

≪表6≫ 指摘事項の区分別件数

	区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
1	収入事務	9	8	1 4	6	7
2	支出事務	1 6	1 3	9	8	0
3	契約事務	2	1	1	3	0
4	財産管理事務	6	9	1 1	8	2
5	事務執行	5	1	4	2	1
6	事故の防止	5	6	8	2	5
7	個人情報の保護	3	1	1	4	3
	合 計	4 6	3 9	4 8	3 3	1 8

≪表7≫ 意見事項の区分別件数

	区分	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
1	事務執行	2	5	3	0	0
2	支出事務	1	1	0	2	0
3	事故の防止	5	4	0	0	3
4	財産管理事務	1	1	1	0	0
5	負担金	0	3	0	0	0
6	著作権の管理	0	0	0	1	1
7	書類の管理	0	0	0	1	1
8	収入事務	0	0	0	0	1
	合 計	9	1 4	4	4	6